

3月13日（金）臨時記者会見

市長冒頭説明

本日は、第8回、新型コロナウイルス危機対策本部員会議の結果についてご報告をします。

来週からマスクを介護施設等職員向け、約600施設に約8万6,000枚。
また、医療従事者向けに、約1,700機関に、約8万6,000枚を順次配布をいたします。

また、今回、配布枚数の精査をすることができましたので、クラスター防止、また市民の感染拡大防止のため、前回、配布ができなかった、その他の子ども向け施設についても、来週から順次配布をすることといたしました。

このマスクの配布については、誤解等もあるようでありますので、少し詳細に説明をさせていただきます。

3月初めの時点で、本市では、保健所や消防局の職員等が使います防疫従事者用を除く、約24万枚のマスクを備蓄しておりました。

私の指示のもとに、3月2日から3月6日にかけては、連日、関係部局、具体的には総務局、保健福祉局、そして子ども未来局におきまして、マスクのより効果的な活用に向けた打ち合わせを行い、検討を進めてまいりました。

この備蓄した約24万枚のマスクの活用につきまして、さいたま市の人口は約131万人でございますので、すべての市民に配布することは困難であるということから、クラスター対策や、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、より優先度の高い対象者に絞って配布する必要があるとの考えに基づき、検討を進めてまいりました。

また、国から、特に医療機関、介護施設等においてマスクが不足し、その対応が喫緊の課題となっているとのお話もあったところであり、その中で、私たちとしては、この優先度をつけさせていただきました。

一つが、医療従事者向けでございます。

そして二つ目が、重症化リスクの高い介護施設等職員向け、そして三つ目として、子ども関連施設職員向けを対象に配布することとさせていただきました。

3月2日から実施しました一斉休校の影響、また、放課後児童クラブや保育所等、子ども関連施設では、日頃からマスクが備蓄されていない状況でございまして、現場からのニーズが非常に高かったこと、また、介護施設等や医療機関では、現時点では、まだマスクがあることに鑑み、まずマスクの配布時期については、子ども関連施設の職員向けから順次配ることとなりまして、そして介護施設等職員向け、そして医療従事者向けの順に配布することを、3月6日の新型コロナウイルス危機対策本部員会議で決定させていただきました。

そして子ども関連施設につきましては、法律上に位置付けのある子ども関連施設で、かつ、市が指導監督や指導監査を行う立場にある、これは、子どもの数、或いは指導者の数を把握し、運営状況についても把握をしているといった施設を対象とし、配布させていただくことにしました。

介護施設や、高齢者施設については、感染者が発生した場合に、事業を閉鎖することが困難である入所施設を対象として配布させていただくことにしました。

また、医療機関については、一定の数を確保した上で、配布先を調整し、決定させていただきました。

以上から、あらかじめ医療従事者向けのマスクを確保した上で、まずは3月9日から13日まで、子ども関連施設の職員向けに配布を行わせていただきました。

た。

そして次に、3月16日から19日まで、介護施設等の職員向けに配布を行ってまいります。

そして、医療従事者向けに確保していたマスクについては、来週から医療機関への配布を行う予定で、現在まで調整をしてきたところでございます。

その上で、この備蓄との調整が整ったために、子ども関連施設についても、当初考えておりました、市の法律上の位置付けのある子ども関連施設で、かつ、市が指導監督、指導監査を行う立場にある施設以外の活用にも少し幅を広げることができるだろうということで、市民の皆様の感染拡大の防止を図るために、市の所管の有無にかかわらず、子どもが通う施設におけるクラスター感染対策を図る立場から、3月9日から13日までの段階で配布ができなかった、さいたま市立の小学校、私立小学校、そして国立の小学校及び国立幼稚園、各種学校のうち幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くもの、そして、青少年健全育成事業における届出施設に配布範囲を広げることができることになり、本日、本部員会議で決定させていただきまして、順次配布をさせていただくことになりました。